

現在、雇用保険の育児休業給付、介護休業給付を受給している皆様へ

支給単位期間の初日が3月18日以降となる給付は改定後の給付額でお支払いします
また、上記の期間以前の支給分は金額を再計算した上で追加給付を順次行います

毎月勤労統計調査における不適切な取扱いについては、御迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。厚生労働省一同、信頼回復に全力で取り組みます。

このたび、この問題の影響で給付額が低く支給されている方に対しては、**3月18日以降を支給単位期間の初日とする給付**については、改定後の給付額でお支払いを開始致します。

また、**3月17日以前を支給単位期間の初日とする給付**についても、給付額を再計算のうえ、順次追加のお支払いを開始致します。その中でも休業中の方等、速やかにお支払いが必要な方から、再計算後の金額で追加給付を行っていきます。

休業中の方等を対象とする給付

育児休業給付・介護休業給付

※ 基本手当（各種延長給付を含む。）、傷病手当、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、教育訓練支援給付金、高齢雇用継続給付については別途お知らせします。

追加して支払われる給付額の目安

支払い済み分に対する追加の支給は、不足していた「差額」が現在の価値に見合う額となるよう、加算した額を加えてお支払いします。

【計算式の例(育児休業給付の場合)】

- ① 改定後の支給月額 - 改定前の支給月額 = 支給差額
- ② 支給差額 × 改定前の支給回数 = 支給差額計
- ③ 支給差額計 × 加算利率 = 加算額
- ④ 支給差額計 + 加算額 = 追加の給付額

※ 左記の計算は追加給付額の目安です。各年の8月1日～7月末ごとに実際の追加の給付額が若干異なる場合がありますのでご了承ください。

- ① 改定後の支給月額から、改定前の賃金月額支給額を差し引きます。
- ② ①で算出した差額に、改定前の支給回数を掛けます。
- ③ ②で算出した差額合計に加算利率を掛けます。
- ④ ②と③で算出した額を合計して、お支払いします。

追加して支払われる給付のスケジュールについて

現在受給中の方の、同受給資格にかかる3月17日以前の追加給付

⇒4～6月頃にかけて順次追加してお支払いを行います。

現受給資格よりも前に育児休業給付を受給されていた方の追加給付

⇒8月頃から順次お知らせを送付し、11月頃から順次追加してお支払い致します。

上記以外の給付を過去に受給されていた方の追加給付

⇒10月頃から順次お知らせを送付し、11月頃から順次追加してお支払い致します。

追加してお支払いする額の確認方法と対象となる方 → 裏面をご参照ください。

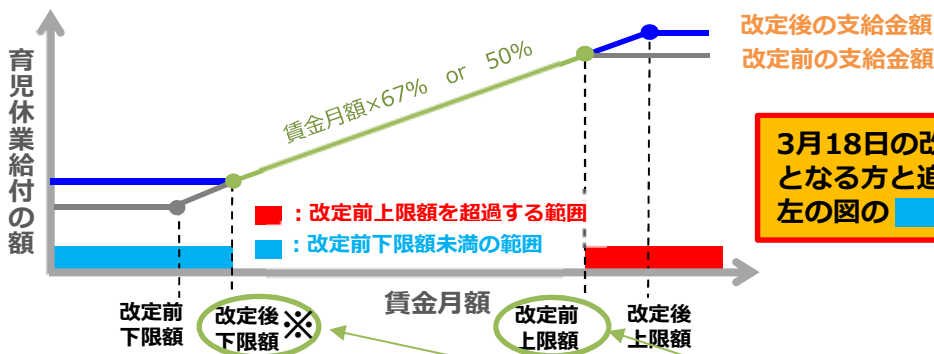


追加給付の対象となる方

3月18日以降の支給に影響が出る方
支給済みの給付に追加給付が発生する方

は、賃金が改定前上限額より高い方と
賃金が改定後下限額より低い方の
みです

<育児休業給付の場合(平成31年3月18日以降の改定にかかる影響)>



3月18日の改定日以降、支給額が変更となる方と追加の給付が発生するのは、左の図の ■ と ■ の範囲の方のみ。

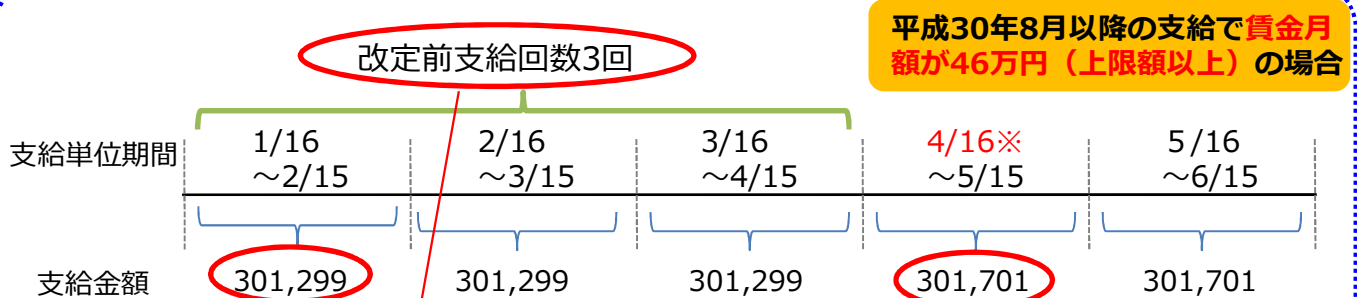
育児休業給付	H26.8~		H27.8~		H28.8~		H29.8~		H30.8~	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
上限額	426000	426600	426300	427200	424500	424800	447300	447600	449700	450300
下限額	69000	69300	69000	69300	68700	69000	74100	74100	74400	74400

※平成29、30年8月以降は改定前後に下限額の変更はございません。

例えば、直近の平成30年8月以降に支給を受けていた方で、休業開始前の賃金月額が449,700円以下の方は支給金額の変更や追加給付は発生しません。

追加給付額の計算例

<育児休業給付(平成30年8月以降支給されていた)の場合>



※支給単位期間の初日が3月18日以降のものについては、改定後の支給金額が給付されます。

- 301,701 (改定後の支給月額) - 301,299 (改定前の支給月額) = 402 (支給差額)
- 402 (支給差額) × 3 (改定前支給回数) = 1,206 (支給差額計)
- 1206 (支給差額計) × 0.01 (加算利率) = 12.06 (加算額) (端数切り捨て)
- 1206 (支給差額計) + 12 (加算額) = ¥1,218- (追加してお支払いする給付額)